

地域活動や交流は…



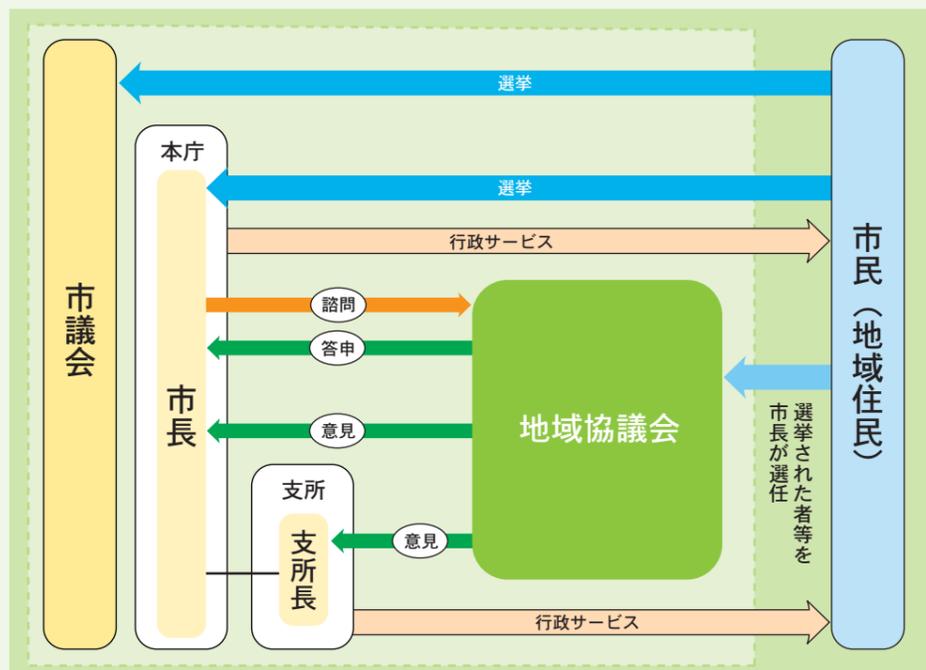
町内会等の地域の組織

- 集落、自治会、町内会等の地域の組織は今までどおりです。

地域協議会

- 住民の皆さんの意見を地域の施策に反映させるため、各町村の区域ごとに地域協議会を設置します。
- 地域協議会は、市長の諮問に応じ、その区域で行われる施策の策定、実施等について調査審議し、答申するほか、これらの事項について市長と支所長に自主的に意見を述べるすることができます。
- 委員は、その協議会の区域で選挙を行い、市長が選任します。なお、選挙で定数に満たない場合は、市長が必要に応じて選任します。

地域協議会のイメージ



地域行事・イベント

- 各町村で行われている夏祭りや文化祭(発表会)、体育祭などの各種地域行事・イベントは、合併後も今までどおり開催します。
- 地域行事・イベントの実施方法や補助金などは、合併後の状況を踏まえて見直します。

友好都市・姉妹都市交流

- 各町村が交流相手と協議して継続を決定した都市交流は、上越市に引き継ぎます。
- 各町村が実施している児童・生徒による交流や物産・イベント交流は、上越市に引き継ぎ、合併後の状況を踏まえて見直します。
- 中高生の海外ホームステイ交流事業は、平成17年4月から、対象者の選考方法、補助割合などを上越市の制度に統一します。

地域の産業支援は…



商工業支援

- 商工業に関する支援制度は、合併時(平成17年1月1日)から原則として上越市の制度に統一します。
- 中小企業や商店を営む個人事業主などに対する融資制度も上越市の制度に統一します。各町村の中小企業や個人事業主も、合併後は、「景気対策特別資金」など上越市が実施している様々な融資制度や人材育成・新規産業の創出に向けての支援制度を利用できるようになります。

農林水産業支援

- 農業に関する支援制度は、合併時(平成17年1月1日)から原則として上越市の制度に統一します。上越市には、農作物の品質・生産性の向上、新規作物の産地化への取組みに対する支援制度のほか、生産組織の育成や新規就農者の確保などの担い手対策、環境に配慮した農業への取組みなどに対する支援制度があります。
- 棚田の保全など地域にとって必要な事業は、地域の特性をいかしつつ、地域限定で取り組みます。
- 東頸城郡で取り組んでいる「農業特区」は上越市が引き継ぎます。
- 林業や水産業に関する支援制度などは合併時から原則として上越市の制度に統一します。

